平成30年4月1日

第1 基本的な考え方

箕輪町では、農業従事者の高齢化、担い手不足が進み遊休農地の発生が懸念されている。 活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体化に進んでいくよう、箕輪町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成36年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」 (平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地畝作課長通知)に基づ く「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

- 1 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
	(A)	(B)	(B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	1721ha	13.1ha	0.76%
3年後の目標 (令和3年3月)	1706ha	12.0ha	0.70%
目 標 (令和6年3月)	1690ha	11.0ha	0.65%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - ○農業委員と推進委員による農地パトロールを実施し、その結果を基に農地の利用意 向調査を行う。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適時実施する。

○利用状況調査は、担当地区の農業委員及び推進委員が協力して聞き取りを原則とし

て行う。

- ○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ○利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム (全国農地ナビ)」 に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を基に、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

第3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	集積面積	集積率
	(A)	(B)	(B/A)
現 状 (平成 30 年 3 月)	1721ha	5 4 5 h a	31.6%
3年後の目標 (令和3年3月)	1706ha	7 1 0 h a	42.0%
目 標 (令和6年3月)	1690ha	930ha	55.0%

- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
 - ① 担い手への農地調整について

「人・農地プラン」の作成・見直しの積極的な働きかけを行い、農業委員・推進 委員も参加し、出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングの実施

② 農地の利用調整をと利用権設定について 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる 地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用 権再設定を推進する。

第4 新規参入の促進について

(1) 目標の設定

	新規参入者数
	新規参入者取得面積
現状	1人
(平成 30 年 3 月)	0.4 h a
3年後の目標	10人
(令和3年3月)	4.0 h a
目標	16人
(令和6年3月)	6.8ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について町・県・JA・普及センター等の関係機関と連携・情報の共有を図る。
- ② 農業委員会のフォローアップ活動について 農業委員及び推進委員は、新規参入者(法人含む。)と地域・行政とのパイプ役を 担うとともに、地域に定着できるよう助言・指導等に努める。